

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	飯南町

## 飯南町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 産業振興課  
所在地 島根県飯石郡飯南町下赤名 880  
電話番号 0854-76-2214  
FAX番号 0854-76-3950  
メールアドレス sangyoshinko@iinan.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	①イノシシ ②ニホンジカ ③タヌキ ④アナグマ ⑤ヌートリア ⑥アライグマ ⑦ニホンザル ⑧カラス ⑨サギ類 ⑩ツキノワグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	島根県飯石郡飯南町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	26.0a 374千円
	穀物	—
	野菜	—
	果樹	—
ニホンジカ	水稻	—
	森林	小規模
タヌキ	穀物	—
	野菜	—
	果樹	—
アナグマ	穀物	—
	野菜	—
	果樹	小規模
ヌートリア	水稻	—
	穀物	—
	野菜	—
	果樹	—
アライグマ	穀物	—
	野菜	—
	果樹	—
ニホンザル	水稻	小規模
	穀物	—
	野菜	小規模
	果樹	—
カラス	穀物	—
	野菜	—
	果樹	—
サギ類	水稻	—
	川魚	—

ツキノワグマ	水稲	—	—
	穀物	—	—
	野菜	—	—
	果樹	小規模	
	蜜胴	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

### ①イノシシ

農作物（特に水稲）被害が多発していたが、令和6年度から再開した集落連携の対策（ハード・ソフト）を講じたことにより被害は減少傾向にある。しかしながら、水田への侵入被害、畦畔や農道法面などへの被害が継続している。

### ②ニホンジカ

林業被害は赤名地区を始め拡大しつつある。農業被害はあまり確認されていないが、広島県側からの侵入により個体数が増加傾向にある。また、国道を横断するシカが目立っており交通被害が数件起こっている。

### ③タヌキ

園芸作物への被害が年間を通して発生し、被害は横ばいとなっているが、人里に警戒心を持たない個体が増加傾向にある。

### ④アナグマ

園芸作物への被害が年間を通して発生し、被害は横ばいとなっているが、人里に警戒心を持たない個体が増加傾向にある。

### ⑤ヌートリア

生息数、被害ともに少ない。

### ⑥アライグマ

上赤名地区において令和5年度及び令和6年度にそれぞれ1頭の捕獲実績があるが、それ以外の個体・被害の確認はない。

### ⑦ニホンザル

被害報告はないが、目撃情報は増加傾向にある。今後、周辺市町村からの侵入個体による被害が懸念される。また、令和7年度に飯南町八神地区において群れの出没が恒常的に確認され、水稲への食害及び倒伏被害が発生した。

### ⑧カラス

園芸作物への被害が年間を通して発生している。今後、有機農法におけるアイガモの雛などへの被害が懸念される。

### ⑨サギ類

水田での稲の踏み倒し被害が発生している。

### ⑩ツキノワグマ

近年、目撃情報、被害報告が増加傾向にある。主な被害として柿・栗への食害・枝折りが確認されている。また、人里近くへの出現が確認されていることから、人身被害の発生が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	被害金額	374千円	300千円
	被害面積	26a	20a
ニホンジカ	被害金額	-	-
	被害面積	-	-
ニホンザル	被害金額	-	-
	被害面積	-	-

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民から被害報告や目撃情報を受けたときは、直ちに捕獲班員に連絡をし、現地調査や捕獲体制の確保に努めている。</li> <li>・ 猟友会を基盤とした実施隊による有害鳥獣捕獲対策を平成28年度から通年で実施している。また、同年度に捕獲奨励金について、イノシシ・ニホンジカの単価引上げを行い、通年の交付により捕獲圧を強化している。</li> <li>・ 担い手確保対策として、狩猟免許取得経費や銃器購入経費の助成を行い、第一種銃猟免許取得者の増員を図っている。</li> <li>・ ニホンジカ対策として、島根県中山間地域研究センター及び県森林整備課と連携し、ICT捕獲器の導入・調査を実施している。</li> <li>・ 人の生活圏におけるツキノワグマ出没時等の緊急時の組織体制を</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況や目撃情報のすべてが報告されていない現状がある。 （住民自体慣れている部分もある）</li> <li>・ 捕獲実績は増加傾向にあるが、奨励金の増加に伴う財政面での負担、猟友会会員のみへの有害捕獲許可の制限、豚熱による捕獲個体の処理方法の一つとしてのジビエ利用の制限が課題となっている。</li> <li>・ 担い手確保対策による第一種銃猟免許取得者は増加、鳥獣被害対策交付金を活用した箱わなの提供により、わな猟免許取得者も増加しているが、新規取得者への技術伝承が課題となっている。</li> <li>・ 今後も捕獲に向けたデータ検証が課題となっている。</li> <li>・ 出没件数及び錯誤捕獲頭数は横ばいであるが、出没する地域の住民に</li> </ul>

	整えている。	としては、常に不安感を抱きながらの生活を余儀なくされている。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落一体となった対策を実施するにあたり、研修会の開催などによるソフト部分強化を重点的に行っている。</li> <li>・管理体制を強化した集落で防護柵の整備と併せた捕獲を実施し、被害防止を図っている。</li> <li>・ハード設置後の管理として集落点検（被害マップの作成、点検・管理作業）の実施を再周知し、効果的な対策につなげている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落一体の対策によりハード整備を実施した集落の被害は減少したが、未実施集落での被害が増加傾向にあることから、未実施集落の集落連携強化と防護柵の整備が課題となっている。</li> <li>また、個人農家との連携不足が課題となっている。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と連携し、研修会の実施や広報周知などで、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等に努めている。</li> </ul>	

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

##### 【鳥獣被害対策】

国交付金等の活用を検討し、防護柵及び電気柵の設置を支援して、農作物被害の低減を図る。

##### 【担い手の確保】

狩猟免許取得（銃猟）に係る助成金を拡充（銃器購入の助成金制度あり）するなど、被害対策を目的とした狩猟免許所持者数が増加するように取り組む。

##### 【捕獲体制の整備】

実施隊は設置済みだが、実施隊の目的、意義などを再度理解するための研修の実施等を行い、組織力の強化等を行う。

##### 【ジビエ利活用】

処理加工施設（1施設）の課題（労働力不足や施設の老朽化など）について、改善を検討し、利活用の推進を図る。

##### 【ニホンジカ対策】

鳥根県中山間地域研究センターと連携したICT捕獲器の活用については、引き続き実施し、データの検証をしていく。

また、近隣市町村等で構成される島根県中国山地ニホンジカ連絡会議において、飯南町単独のシカ対策ではなく、近隣市町村との広域連携により、情報データ収集やと有効な対策方法の検証を行っていく。

【緊急時対応（ツキノワグマ）】

島根県が策定した第2種特定鳥獣管理計画に基づき、適切な対応を実施する。また、県、飯南町鳥獣被害対策実施隊と連携し、住民の不安を緩和できるような対策（捕獲の前に、放任果樹の除去などの環境整備）を実施していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

飯南町猟友会を基盤にした、飯南町鳥獣被害対策実施隊(対象鳥獣捕獲員を含む)を平成23年度に設置し、更なる捕獲体制の確立を進めている。

飯南町では、ライフル銃による対象鳥獣の捕獲をする人材を中・長期的な視点をもって育成・確保することから、猟銃所持10年未満の被害防止計画捕獲従事者においては、銃刀法5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に当たり、ライフル銃の所持許可の対象となり得ること、かつ、イノシシ等の捕獲の実績があり、今後も被害防止計画の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者においては、ライフル銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事する必要があるものと認める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度 ～ 10年度	全対象鳥獣	・防護柵と併せた捕獲資材の導入 ・捕獲技術の向上に向けた研修会の開催(特に、シカ捕獲のくくりわな) ・緩衝帯の設置・整備・拡大

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲頭数の推移状況、農林水産への被害状況や被害防止対策の実施状況など総合的に勘案し、生態系に大きな影響が及ばないような捕獲計画を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等 ※( )内は予算頭数		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	400 (400)	400 (300)	400 (400)
ニホンジカ	200 (200)	200 (200)	200 (200)
タヌキ	70 (70)	70 (70)	70 (70)
アナグマ	30 (30)	30 (30)	30 (30)
ヌートリア	10 (10)	10 (10)	10 (10)
アライグマ	5 (5)	5 (5)	5 (5)
ニホンザル	70 (70)	70 (70)	70 (70)
カラス	20 (20)	20 (20)	20 (20)
サギ類	10 (10)	10 (10)	10 (10)
その他鳥獣	30 (30)	30 (30)	30 (30)

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
有害捕獲について、通年で実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
被害防止計画に基づきライフル銃で捕獲する対象鳥獣は、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルとする。 イノシシ及びニホンジカは、非常に警戒心が強く、ハンターが近づくとすぐに逃走してしまうため、射程距離の長いライフル銃による効率的な捕獲が必要である。 ニホンザルは、人間に対する警戒心が強く、捕獲において散弾銃では射程内での捕獲は困難であり、効果的な捕獲を行うには射程距離の長いライフル銃・特定ライフルが必要である。 ライフル銃を用いた捕獲にあたっては、通年町内一円で行うため、銃刀法等の関係法令に遵守して行う。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づ

く対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容					
	令和8年度		令和9年度		令和10年度	
イノシシ・シカ	防護柵	1,000m	防護柵	1,000m	防護柵	1,000m
	電気柵	2,000m	電気柵	2,000m	電気柵	2,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵入防止柵設置の要望集約と効果検証</li> <li>・侵入防止柵の管理体制の強化に向けた研修会の開催及び維持管理に係る情報の周知</li> </ul>

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	全対象鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹除去の広報周知、緩衝帯設置の協議</li> <li>・協議会、研修会(追い払い等)での集落連携強化</li> <li>・侵入防止柵の管理体制の強化に向けた研修会の開催及び維持管理に係る情報の周知</li> </ul>
	ツキノワグマ	・LINE等を活用した出没情報の周知

		・人の生活圏に出没した際の対応演習(机上・実地)の実施
--	--	-----------------------------

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

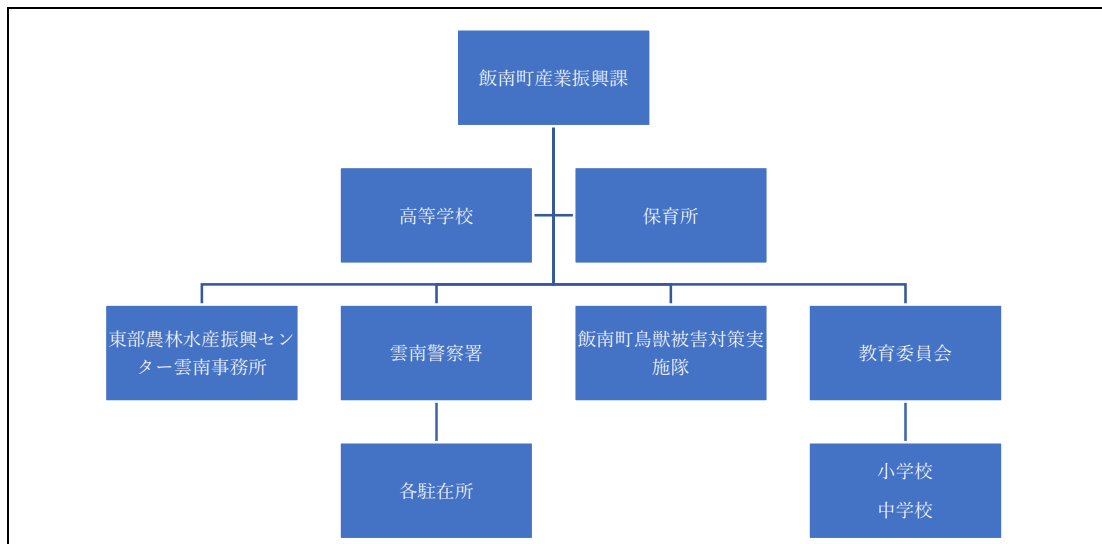
関係機関等の名称	役割
島根県東部水産農林水産振興センター雲南事務所	被害対応等について、必要な指導や助言を行う。(ツキノワグマ)
雲南警察署	パトロール、銃器による警戒
飯南町防災危機管理室	防災無線・広報車等による周知
飯南町産業振興課	関係機関との連絡調整
飯南町鳥獣被害対策実施隊	被害固体への対処、捕獲
教育委員会	学校との連絡調整

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲したイノシシについては、豚熱拡大抑止の観点から自家消費に留め、利
------------------------------------

用に適さない個体については、環境に配慮し、適切に埋設処理とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	【現状】労働力不足や設備の老朽化による稼働率の低下。豚熱の拡大によるジビエへの供給停止と捕獲頭数の減少。 【目標】地域おこし協力隊制度を活用するなどの労働力を確保し、設備の更新や販促活動を行って、稼働率の向上を図る。
ペットフード	【現状】未実施 需要・要望があれば、商品開発や他市町の加工処理施設への搬送構築、近隣町と捕獲個体受入れ処理の広域連携協定締結などを検討する。
皮革	同上
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- ・近隣市町と捕獲個体受入れ処理の広域連携協定締結の検討の中で、捕獲個体の有効利用について学び、町内に当該目的を望む人材があれば、育成に動き出す。
- ・地域おこし協力隊制度の活用を検討

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飯南町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
飯南町産業振興課	事務局の運営、関係機関との連絡調整
飯南町猟友会	有害鳥獣の駆除捕獲体制に関する助言
飯南町農業委員会	営農活動に於ける被害状況の把握と確認
島根県農業協同組合 雲南地区本部営農部 飯南営農経済センター	営農活動に於ける被害状況の把握と確認
出雲広域農業共済組合 雲南支所	被害情報の提供及び助言
飯石森林組合	森林に関する専門知識の助言
島根県鳥獣保護管理員	鳥獣に関する専門知識の助言
島根県中山間地域研究センター	鳥獣に関する専門知識の助言
ジビエ活用業者	ジビエ活用の処理から販売までの業務
被害集落代表者	営農活動現場に於ける状況報告及び対策の実施

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
島根県東部農林水産振興センター 雲南事務所	有害鳥獣関連のアドバイザー

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

飯南町猟友会を基盤にした、飯南町鳥獣被害対策実施隊（対象鳥獣捕獲員を含む）を平成23年度に設置し、更なる捕獲体制の確立を進めた。
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

飯南町鳥獣被害対策協議会が中心となり、啓発活動等の対策を推進する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関等と有害鳥獣被害の情報の共有を図り、効果的かつ効率的な捕獲及び防護を図る。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。